

浦安市新総合計画策定方針

平成30年4月
浦 安 市

目 次

1	新総合計画策定の趣旨-----	1
2	新総合計画の性質・構成-----	1
3	新総合計画の計画期間-----	2
4	新総合計画策定にあたっての基本姿勢-----	3
5	新総合計画の策定体制-----	4
6	市民参加-----	5
7	新総合計画の策定スケジュール-----	5

1 計画策定の趣旨

本市では、昭和 48（1973）年から数度にわたり、まちづくりの将来像を示す基本構想を策定し、計画的な行政運営を行ってきました。近年の取組としては、平成 11（1999）年に「人が輝き躍動するまち・浦安」を基本目標とする現在の基本構想を策定し、平成 13（2001）年に同基本構想に基づく第 1 期基本計画を、平成 20（2008）年に第 2 期基本計画を策定しました。そして、現在の基本構想は平成 32（2020）年度に、第 2 期基本計画は平成 29（2018）年度で満了を迎えます。

この間、本市を取り巻く社会経済情勢は、人口減少、少子高齢社会への突入、グローバル化の進展、長引く経済の低迷など、様々な面で大きく変化してきました。

これまで堅調な発展を遂げてきた本市においても、高齢化の進展に伴う人口構造の変化が生じるとともに、埋立地における開発が終盤に入るなど、まちを開発していく「発展期」から、まちを維持更新していく「成熟期」に移行してきています。こうしたなか、本市がさらなる成長を続けていくために、まちの再構築、すなわち「リノベーション」が必要な時期にきています。

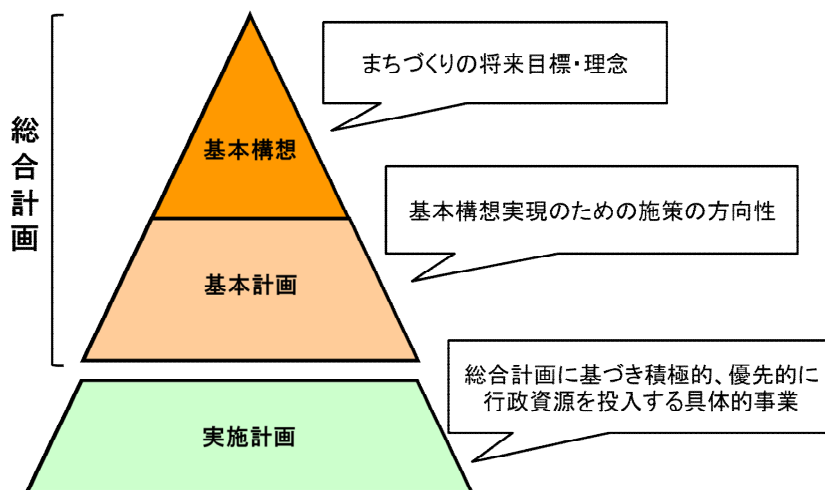
そこで、本市が直面する課題の解決はもとより、変貌する社会経済情勢や多様化する市民ニーズに対応し、さらなる飛躍に向け、10 年後 20 年後の将来を見据えたまちづくりの指針として新総合計画を策定します。

2 計画の性質・構成

新総合計画は、本市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画とし、基本構想、基本計画の 2 層で構成します。また、総合計画に基づく具体的事業を実施計画で示します。

- 基本構想：本市の目指すべきまちづくりの将来目標、理念を明らかにするもの
- 基本計画：基本構想実現のための施策の方向性を示すもの
- 実施計画：総合計画に基づき積極的、優先的に行政資源を投入する具体的事業を示すもの

図表 1 新総合計画の構成

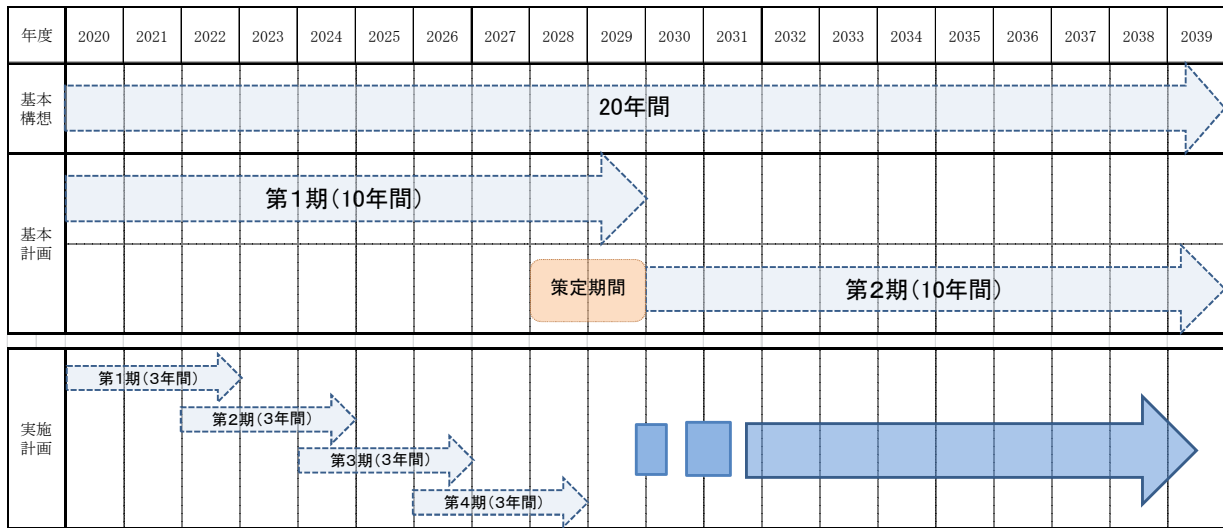


3 計画期間

基本構想は2020～2039年度までの20年間、基本計画は2020～2029年度までの10年間の計画期間とします。このうち、基本計画は、社会経済情勢、国や県の制度改正、まちづくりに対する市民のニーズなど、様々な変化に柔軟に対応できるよう、計画期間の途中であっても適時適切に見直しを行うこととします。

また、実施計画は3年間の計画期間とし、毎年度見直しを行いながら、2年ごとに改訂を行うものとします。

図表2 計画期間



※平成32年以降については、西暦のみの表記としています。

4 策定にあたっての基本姿勢

策定にあたっては、10年後20年後の将来を的確に見通すとともに、市の総力を結集し、多様な意見を反映するなど、以下を基本姿勢とします。

(1) まちづくり上の重点事項や優先順位が明確で、戦略性を持った計画づくり

本市の将来を見据えた場合、人口構造の変化に伴う人口の地域偏在や個人市民税の減収、扶助費の増大、加えて施設の維持更新に要する経費の増大など、多方面にわたり本市が対応すべき課題が生じることが予想されます。

現在の良好な財政状況を背景に、将来を見据え、積極的、優先的に財源や人材を投入する施策事業を明確にするなど、戦略性を持った計画とします。

(2) 多様な市民の意見を反映した計画づくり

時代潮流の変化や価値観の多様化に伴い、本市に住む人、働く人、学ぶ人、訪れる人のニーズが変化してきています。これらのニーズに対応し、積極的、優先的に財源や人材を投入すべき施策事業を的確に選択するためには、多くの潜在的な市民の意見を把握することが必要です。

新総合計画の策定過程において、様々な手法による市民参加を行い、広く市民の意見を反映させた計画とします。

(3) 職員が市民目線で主体的に参画することによる、実行力を伴った計画づくり

新総合計画が現場で活用される計画とするには、策定後に本計画に基づく施策事業の推進を担う職員が、策定過程にしっかりと携わるとともに、本計画の内容を十分に理解することが必要不可欠です。

全庁的な策定体制を構築し、職員一人ひとりが市民目線に立ち、主体的に計画づくりに参画することで、実行力を伴った計画とします。

(4) 適切に進行管理ができる計画づくり

実効性、効率性、市民満足度の高いまちづくりを持続的に行うためには、「Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（評価）⇒Action（改善）」を繰り返し、改善、改革に取り組むことが必要不可欠です。

PDCAサイクルを着実に実行し、適切に進行管理ができる計画とします。

5 策定体制

市の最上位計画である総合計画策定のため、現状を適切に把握し、10年後20年後を見据えた幅広い視点で検討を行うことができる体制とします。

ワークショップ等により市民の意見を、総合計画懇話会及び総合計画審議会により学識経験者や関係機関、団体等の意見を、さらに、市民の代表である議会の意見も取り入れながら、総合計画策定本部にて計画案を作成します。

(1) 総合計画懇話会

学識経験者により構成し、総合計画の重要事項等に関し、専門的かつ総合的な視点から協議、検討します。

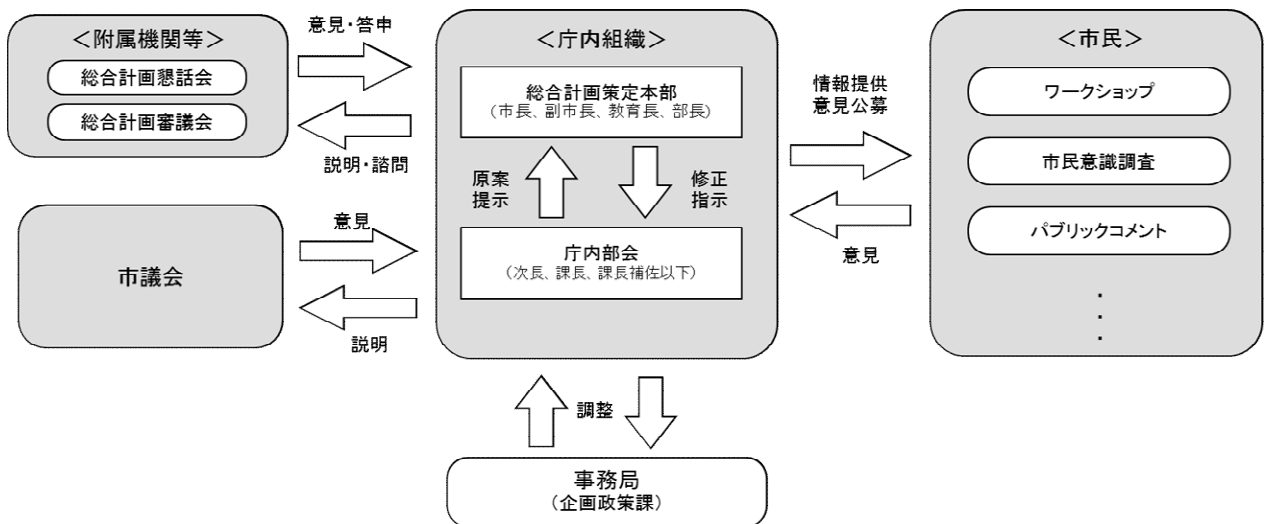
(2) 総合計画審議会

学識経験者、関係機関や団体の代表者、市民により構成し、総合計画の策定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議を行い、答申します。

(3) 総合計画策定本部

本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長）、委員（担当部長）により構成し、基本構想、基本計画の計画案を作成します。

図表3 策定体制図



6 市民参加

策定にあたっては、様々な機会を捉えて市民参加を行うことにより、潜在的な市民の意見を的確に把握した計画づくりを行います。また、将来を担う子ども達の参加も積極的に促します。

まずは、基礎調査として広く市民の意識や意見を把握する意識調査などを行うとともに、ワークショップなど対話により、市民の生の声を聴取します。

その後、パブリックコメントなどにより、素案や計画案を広く市民に周知するとともに、それらに対する意見を聴取します。

7 策定スケジュール（予定）

新総合計画の主な策定スケジュールは、以下のとおりです。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ①平成 30（2018）年 7 月 | 総合計画策定本部の設置 |
| ②平成 30（2018）年 10 月～ | 市民ワークショップなど市民参加の実施 |
| ③平成 30（2018）年 10 月 | 総合計画懇話会の設置 |
| ④平成 31（2019）年 4 月～ | 新総合計画の骨子作成 |
| ⑤平成 31（2019）年 5 月 | 総合計画策定審議会の設置 |
| ⑥平成 31（2019）年 7 月～ | 新総合計画の素案作成 |
| ⑦平成 31（2019）年 12 月 | 新総合計画の策定 |

平成 30 年 8 月 27 日改訂

※なお、スケジュールは現段階の想定であり、今後変更する場合があります。